

年々ずしり社会保険料

日経新聞より

消費税の増税時期が2017年(平成29年)4月1日になりましたが、2015年も年金や介護保険といった社会保険で見直しや改正が相次ぎます。財政が厳しい各種の社会保険は給付の減少が見込まれる反面、保険料などの負担は着実に増えており、家計に重くのしかかります。

2017年分の社会保険料・税金を年収別に試算すると…
(下段は14年分との比較)

	年収500万円	年収700万円	年収1000万円
厚生年金保険料	45万5288円 ↑2万5075円	63万7403円 ↑3万5105円	91万575円 ↑5万150円
健康保険料	31万8750円 ↑6万8750円	44万6250円 ↑9万6250円	63万7500円 ↑13万7500円
介護保険料	5万125円 ↑8187円	7万175円 ↑1万1463円	10万250円 ↑1万6375円
雇用保険料	2万5000円	3万5000円	5万円
所得税・住民税	29万4569円 ↓1万5555円	64万6621円 ↓4万3445円	140万4232円 ↓6万2064円
合計	114万3732円 ↑8万6457円	183万5449円 ↑9万9373円	310万2557円 ↑14万1961円

(注) FPのハツ井慶子さんが試算(夫が会社員、妻が専業主婦などと想定)。雇用保険料率は据え置きと仮定した

大きな改正が予定される介護保険

平成27年8月から、一律1割のサービスの自己負担割合を改め、年金収入280万円以上の人は2割に引き上がります。高齢者全体の20%が対象となります。



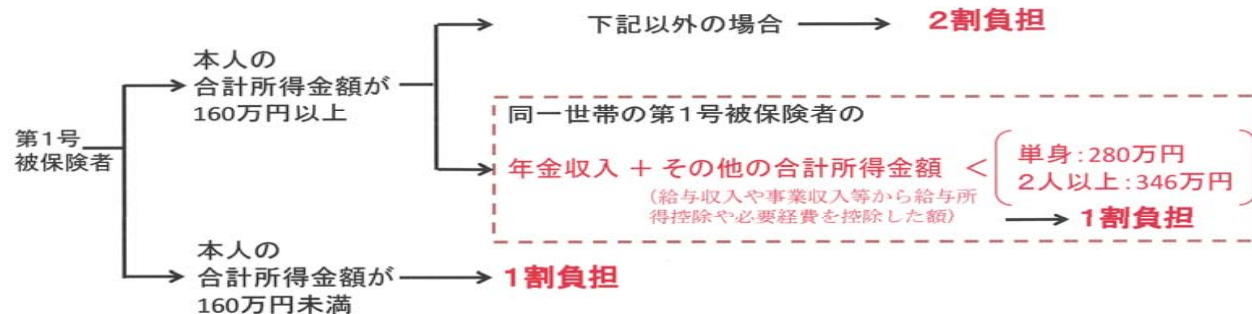
自己負担が2割となる「一定以上の所得者」の判定基準

厚生労働省参考資料より

介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額(収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で人的控除等の控除をする前の所得金額)により判定を行い、世帯の中でも基準以上(160万円以上年金収入に換算すると280万円以上)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとなります。

しかしながら、

- その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
- 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のように、その世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で364万円〔280万円+5,5万円(国民年金の平均額)×12÷346万円〕未満の場合は、1割負担に戻すこととされています。



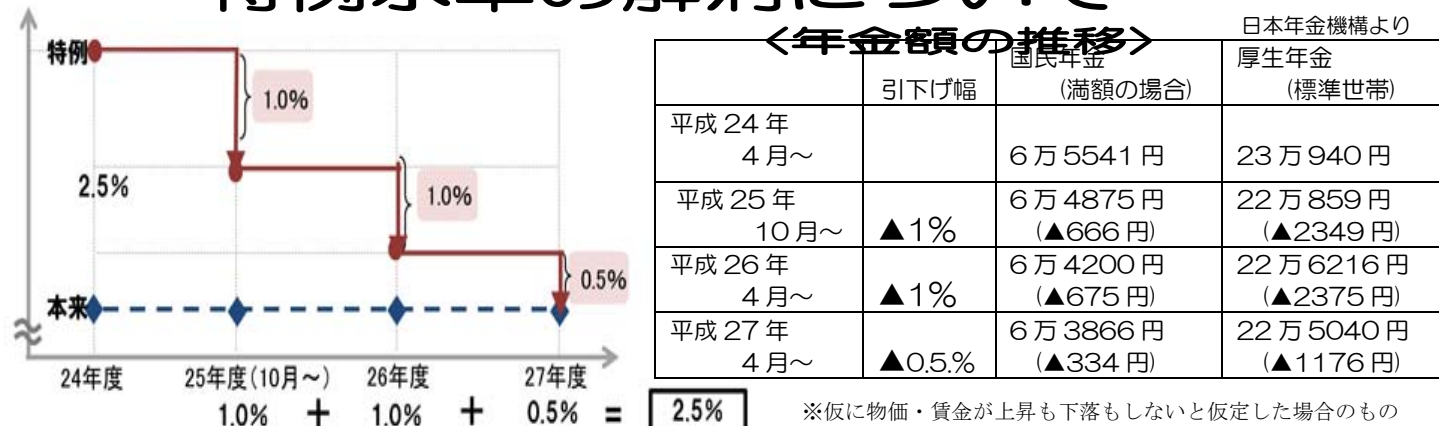
70歳未満の高額医療費の見直しが平成27年1月1日から

高額医療費を申請される月以前の直近12カ月の間に高支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方(※2)
① 年収約1,160万円~の方 健保: 標準報酬月額83万円以上の方 国保: 年間所得(※1)901万円超の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770~約1,160万円の方 健保: 標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保: 年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370~約770万円の方 健保: 標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保: 年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ~年収約370万円の方 健保: 標準報酬月額28万円未満の方 国保: 年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税の方	35,400円	24,600円

「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰り越し控除額は控除されない)のことを指します。

特例水準の解消について



年金の支給額は、物価が下がり続ける中でも据え置かれ本来より2.5%高い水準になっていました。「特例水準」は平成25年度から27年度までの3年間で解消されることとされており、上記のように引き下げられる予定です。今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図り、現役世代の将来の年金額の確保や世代間の公平を図ることを目的としています。